

仕 様 書

1 件名

キャッシュレス決済導入業務委託（庁舎等窓口）

2 業務目的

市役所及び各支所等の窓口における証明書発行手数料等の支払い手段に、キャッシュレス決済を導入することにより市民サービスを向上し、業務の効率化及び行政のデジタル化を図る。

3 業務内容

キャッシュレス決済に伴う指定受託納付及びそれらに必要な機器の調達と、POSレジ端末、自動釣銭機又はキャッシュドローアの設置及び集計システムの構築業務。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の途中において当該契約を変更又は解除することがある。

※令和6年8月15日までに機器を納入すること。

※キャッシュレス決済の開始月については、概ね令和6年9月を目途とするが、具体的な日程は、発注者と受注者との間で協議のうえ決定する。

5 履行場所及び台数

【別紙1-1】施設別状況及び納入台数整理表のとおり。

6 調達機器類

(1) 導入機器機能要件

1	キャッシュレス決済 端末	<p>① 原則、SIMを利用した通信で決済を行えること。その他の手段で発注者がインターネット回線を新たに敷設することなく通信・決済を行える場合は提案すること。（手段に関わらず、障害なく運用できる通信量、安定性を確保すること。）</p> <p>※導入施設には、キャッシュレス決済の利用に供するインターネット回線は無し。</p> <p>② 決済方法としてクレジットカード、ICカード（電子</p>
---	-----------------	--

		<p>マネーアプリ)、QRコードの読み取りが可能であること。(別の機器と併用する場合、使用する機器を企画提案書に明示すること。)</p> <p>③ リーダーの読み取り機能として磁気テープ、ICチップ、ピンパッド(暗証番号入力)、Felica、NFC、QRコードを実装すること。</p> <p>④ 充電器を附属すること。</p> <p>⑤ POSレジスターと連動する端末であること。 ※連動とは、レジスターの入力内容をキャッシュレス端末機に再入力(2度打ち)する必要が無いこと。</p> <p>⑥ POSレジスターとの連動は有線で繋ぐことなく利用できることが望ましい。なお、有線の場合は、可動距離を企画提案書に明示すること。</p>
2	POSレジスター	<p>① 同時に購入する自動釣銭機及びキャッシュドロアとの連動が可能であること。</p> <p>② レジスターの入力内容が来庁者側でも確認できるようなディスプレイ(タブレット端末を含む)を附属すること。 ※10.2インチ以上のもの。また、言語の表示切替が可能であれば提案すること。</p> <p>③ レシート発行が可能であること。また、発注者が定めるデザイン及び文字の印字が可能であること。 ※別で機器を用意する場合は企画提案書にて提案すること。</p> <p>④ 職員側の操作画面は、初期設定後にボタン配置やメニュー登録を職員がカスタマイズすることが可能であること。 ※1画面上に表示できるメニュー数を企画提案書に明示すること。</p> <p>⑤ 税金、保険料、一部手数料など、現金のみ対応している支払いについて、キャッシュレス決済ができないよう制御が可能であること。</p> <p>⑥ 定額小為替など、現金以外での取引について入力ができ、POS集計を行うことが可能であること。</p> <p>⑦ 1課所(施設)2台以上運用する場合、データ連携し、集約した集計が可能であること。</p>

		<p>⑧ 個別に手数料を設定する必要があるため、バーコード又はQRコードによる取込が可能であること。 ※ハンディスキヤナの後付け対応が可能なこと。</p> <p>⑨ 端末毎の科目（品目）別集計機能を有すること。 ※集計データをCSV形式で出力できること。 ※決済時にレジに取り込んだバーコード情報のうち、任意の桁数を納付金額と紐づけした形でCSV出力することが可能か企画提案書に盛り込むこと。</p>
3	自動釣銭機	<p>① 新500円硬貨（令和3年発行）及び新紙幣（令和6年7月発行）に対応していること。</p> <p>② 液晶ディスプレイにより、機内残高の明細表示や、エラー解除方法のガイダンスができること。</p>
4	キャッシュドロア	<p>① レジスターと連動し、開閉が行われること。</p>
5	その他	<p>① 各機器の連携に必要な部材についても、併せて納入物品に含めること。</p>

(2) キャッシュレス決済端末利用要件

受注者は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となり、以下の要件を満たすことが可能であること。なお、POSレジ端末設置事業者と決済代行業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うものとする。

ア キャッシュレス決済は、以下の決済ブランドを取り扱うことができ、1社で取りまとめ対応が可能であること。また、表記されているブランド以外が取り扱える場合、併せて提示すること。

(ア) クレジットカード

以下を必須とする4種類以上のブランドに対応すること。

VISA、Mastercard、JCB、
AMERICAN EXPRESS

(イ) 電子マネー

以下を必須とする交通系5種類以上、流通系5種類以上のブランドに対応すること。

～交通系～

Suica、PASMO

～流通系～

WAON、iD、楽天Edy、nanaco、QUICPay

(ウ) QRコード

以下を必須とする6種類以上のブランドに対応すること。

PayPay、auPAY、楽天ペイ

イ 各種ブランドに対する申込・契約を代行して行えること。

※取りまとめは可能であるが、発注者が直接契約する必要があるものは除く。

ウ 納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いとする「立替払方式」で対応できること。具体的な入金単位は契約時に決定するが、【別添1-1】施設別状況及び納入台数整理表の経理区分ごとに分けることが可能であるか企画提案書に盛り込むこと。

エ キャッシュレス決済による収入は、決済手数料を差し引くことなく、発注者が指定する口座へ一括で入金すること。(なお、入金する際の手数料は指定納付受託者の負担とする。)

オ 集計は月末締めとし、翌月末までに入金が行えること。

カ 決済手数料は、指定納付受託者から請求書を受理したのちに支払う対応が可能であること。具体的な請求単位は契約時に決定するが、【別添1-1】施設別状況及び納入台数整理表の経理区分ごとに分けることが可能であるか企画提案書に盛り込むこと。

キ クレジットカード利用時の分割払い、リボルビング払いの取扱いを行わない対応が可能であること。

ク ネットワークからデータで以下の情報の確認・抽出が行えること。

・決済端末毎の支払状況(日時、ブランド、金額等)

7 セキュリティ対策

PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。(「PCIP2PE(PCI Point-to-Point Encryption)ソリューション」認定を取得または同等かそれ以上のセキュリティを有する、カード情報を端末に残さないマルチ決済端末であると尚良い。)

※システムのセキュリティ(機密性、可用性、完全性)については、企画提案書により提案すること。

8 機器の保守・研修・サポート

(1) 導入する機器は、指定した設置場所に納入し、運用開始前に操作方法等の研修を複数回行うこと。具体的な日程は、発注者と受注者との間で協議のうえ決定する。

(2) 本機器の管理に必要となる操作マニュアル、設定マニュアル、設定内容等を記

した書面（各13部）及び電子データを納品すること。

(3) POSシステムの利用及び機器保守を含めた運用サポート

ア 原則として、運用開始から最低5年間は機種の変更を行うことなく、安定的な稼働を保証すること。

イ キャッシュレス決済の運用開始にあたり、窓口における手数料等の収納業務に支障が生じないように、保守・運用サポートを行うこと。

(4) 原則として、導入する機器に障害が発生した際の受付を行うサポートデスクを設置すること。

(5) ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、無償対応できること。

(6) ソフトウェアのバージョンアップや画面の構成変更等を行う場合には、事前に発注者に報告すること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配付は、機器の運用に支障がないよう実施すること。

(7) 機器の操作方法等が問い合わせできるヘルプデスクを設置すること。

(8) 故障、劣化、その他事故がある場合は受注者の責任において速やかに対処すること。

(9) 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

(10) 保守・運用サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。

9 納入・設置・確認作業

以下の作業について、受注者の負担で行うこととする。

(1) 準備作業

ア 発注者が示した期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に十分な計画・準備を行い、納入・設置作業にあたること。

イ 納入時の各種設定内容、設置作業については発注者と打合せのうえ決定すること。

ウ 契約締結後に作業計画、作業体制、連絡先等を記した書面を提出すること。

(2) 納入・設置作業

ア 作業の際は、庁舎内や各施設での作業条件について発注者の指示に従うこと。

イ 作業中に発注者の備品等を破損した場合は、受注者の責任において、現状に復旧させること。

ウ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に連絡をし、指示を受けること。

エ 全品目について梱包（梱包は必要最小限とすること）を解き、機器を取り出して現地調整を行うこと。

オ キャッシュレス決済端末機に決済サービスに必要なアプリケーションを

インストールし、設定（SIM初期設定、決済種別ごとの初期設定等）を行い、サービス可能な状態にすること。

カ POSレジスターにソフトウェアをインストールし、設定（初期設定、各課所（施設）で取り扱う品目等の画面設定、決済端末との連携、自動釣銭機及びキャッシュドロアとの連携、附属機器との連携等）を行い、運用可能な状態にすること。

キ 搬入の際に出たゴミはすべて持ち帰り処分すること。

（3）確認作業

ア 附属品類を取り付け、連携を確認すること。

イ 各機器の電源を投入し、初期不良が無いことを確認すること。

ウ 設定した機器に対し、動作不良が無いか確認すること。

10 支払い方法

（1）導入経費については、納入完了後、一括払いとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（2）運用等経費（毎月かかる費用のうち、固定のもの）は運用開始月から令和9年3月分までを受注者が一括で請求でき、発注者が令和6年度中に一括で支払うことが可能であることが望ましい。

※対応できない場合は、前月分の経費を翌月に請求するものとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（3）決済手数料については、前月分の手数料を翌月に請求するものとし、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（4）上記（2）（3）について、具体的な請求単位は契約時に決定するが、【別添1-1】施設別状況及び納入台数整理表の経理区分ごとに分けることが可能であるか企画提案書に盛り込むこと。

（5）上記（2）（3）について、支払期日を設定する場合は、請求書の発行日から4週間程度空けること。

11 見積価格（積算価格）の算出について

（1）下記に係る見積を算出し、見積書（様式第6号）及びそれぞれの内訳について、見積内訳書（様式第6号別紙1、様式第6号別紙2）に記載し提出すること。

（2）導入経費は、【別紙1-1】施設別状況及び納入台数整理表の機器、数量及び設置場所について、搬入・現地調整（設定・操作教育・本番立合）価格を含んだ金額を算出すること。また、機器のほか、選定した指定納付受託者となりうる事業者のサービス利用に伴う機器の初期設定に係る費用を合算したものとするこ

と。ただし、外税とし、消費税及び地方消費税は除くこと。

- (3) 運用等経費は、運用開始月（令和6年9月）から令和9年3月分までの間に必要な全ての費用を計上し、必要な項目ごとに分けて算出すること。
- (4) 決済手数料については、【別紙1-2】指定納付受託事務の対象となる収入一覧を参考に算出し、決済手数料率内訳書（様式第7号）に対応可能な決済ブランド及び手数料率を記載すること。

1.2 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに発注者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。
ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。
- (7) 納入する機器については全て新品であること。
- (8) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議のうえ決定する。